

静岡県における放課後児童クラブの
整備・運営に係るガイドライン

静 岡 県

静岡県における放課後児童クラブの整備・運営に係る

ガイドラインの策定にあたって

少子化や核家族化が進行し、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭や地域における子育て力の低下が指摘されてきています。また、女性の就労が一般化するに従って、小学生が放課後に子どもだけで過ごす家庭が増え、子どもの居場所づくりが必要とされています。

このような中、放課後児童クラブ（法律上は、「放課後児童健全育成事業」といいます）は遊びと生活の場として児童の健全育成を担っており、働く保護者における子育てと仕事の両立を支援し、さらには子どもの日常における安全の確保という点でも地域において重要な役割を果たしています。

また、平成19年度に、総合的な放課後対策として創設された「放課後こどもプラン」において、放課後児童クラブと放課後こども教室は、その両輪として、子どもの居場所づくりの役割が求められています。

平成19年10月に、国は放課後児童クラブの質の向上に資することを目的として、14項目からなる基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、市町や各クラブがこれを参考にして、常に設備や運営の向上に取り組むことが重要としています。しかし、ガイドラインには明確な基準は示されておらず、事業の実施主体である市町等の判断に委ねられているため、静岡県内においても地域により事業の実施内容が様々となっています。

そこで、「しずおか次世代育成プラン（静岡県次世代育成支援対策行動計画）」においても重要な位置付けである、放課後児童クラブの質的向上を推進し、子どもたちへ豊かな遊びと生活の場を提供していくことができるよう、「静岡県における放課後児童クラブの整備・運営に係るガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、クラブの運営が多様であることから「最低基準」という位置付けではなく、国と同様に望ましい方向を示すものとなっています。

策定にあたっては、平成21年5月1日現在で厚生労働省が実施した、放課後児童クラブに係る県内の実施状況調査の集計結果を活用し、県内の放課後児童クラブの現状を把握・分析いたしました。

また、県内各市町の放課後児童クラブの担当者会議での意見、放課後児童指導員や保護者等約1万1千人の方に御協力いただいたアンケート調査の結果を踏まえ、関係する各方面の委員からなる検討委員会を立ち上げて御審議いただきました。

このガイドラインにより、県内の放課後児童クラブの質的向上が図られ、関係各位の温かい見守りのもと、子どもたちが元気に遊び、楽しく過ごすことができ、また保護者等が安心して仕事ができる環境をつくることで、子育てしやすい静岡県づくりにつながることを期待しています。

なお、各市町や放課後児童クラブにおいては、現行の補助制度を活用する中で創意工夫し、本ガイドラインを参考に質の向上に努めていただきたいと思います。

最後に、このガイドラインの策定にあたって格別の御協力をいただいた検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成22年4月

静岡県健康福祉部福祉こども局子育て支援課

目 次

1. 事業の目的など	
(1) 事業の目的	1
(2) 市町の責務	1
(3) 第二種社会福祉事業の届出	1
2. 整備に関すること	
(1) 施設整備	1
(2) 整備内容	1
(3) 生活スペースの確保	2
3. 運営に関すること	
(1) 対象児童	2
(2) 児童数の規模	3
(3) 開設日	3
(4) 開設時間	3
4. 放課後児童指導員に関すること	
(1) 放課後児童指導員の配置	3
(2) 放課後児童指導員の資格	4
(3) 放課後児童指導員の職務	4
(4) 研修	4
(5) 処遇等	4
5. 入所手続き等に関すること	
(1) 募集案内	4
(2) 入所の手続き	4
(3) 入所の条件	5
6. 事業の管理・運営に関すること	
(1) 運営基準	5
(2) 保護者の事業参画	5
(3) 関係機関との連携	5
(4) 学校との連携	5
(5) 予算の適正執行等	5
(6) 事故やけがへの対応と傷害保険等への加入	6
(7) 衛生管理	6
(8) 防災・防犯対策	6
(9) 来所・帰宅時の安全確保	6
(10) 実地調査	6
(11) 苦情等への対応	7

1. 事業の目的など

(1) 事業の目的

放課後児童クラブ(児童福祉法の規定では、放課後児童健全育成事業といいます)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、放課後や夏休み、冬休み等の学校の長期休業期間に、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館や団地の集会室などの社会資源を活用して家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや放課後児童指導員からの指導、地域住民との交流などを行うことにより児童の健全育成を図ることを目的としています。

(2) 市町の責務

市町は、児童福祉法第21条の10の規定に基づき、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を実施するものであり、放課後児童クラブの運営主体と相互に連携を図り、事業の利用促進に努めることとされています。

(3) 第二種社会福祉事業の届出

市町又は社会福祉法人等(以下「市町等」という。)が、児童数20人以上の放課後児童健全育成事業を実施する場合は、第二種社会福祉事業となり、社会福祉法第69条の規定に基づき開始日から1月以内に知事(政令指定都市の場合は市長あて。以下同様)に事業開始の届出が必要です。

また、放課後児童健全育成事業に係る届出事項の変更や、事業を廃止した場合にも、これらの事由が発生した日から1月以内に知事あてに届出を行う必要があります。

知事は、放課後児童健全育成事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査することができるとされています。

2. 整備に関すること

(1) 施設整備

市町等は、放課後児童クラブの整備にあたっては、市町の次世代育成支援対策行動計画に沿って、児童数の推移や将来にわたる需要を考慮した上で実施するとともに、新たに待機児童が発生した場合には、その解消に努めることも必要です。

放課後児童クラブを整備する場合は、小学校の余裕教室を改修したり小学校敷地内に専用施設を新設したりするほか、児童館や団地の集会室などの既存の社会資源を有効活用して整備します。

特に、小学校の余裕教室の改修については、文部科学省と厚生労働省から利用促進の通知が出され、普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市町の財政状況が厳しい中、必要不可欠であるとしています。

(2) 整備内容

市町等は、放課後児童クラブの建築設計の際には、構造上の耐震化を図るとともに、ガラス飛散防止対策等を実施し、建物完成後は引き渡し前にシックハウス症候群対策として、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼンの4項目の環境測定を実施するよう努めます。

また、可能な限り「静岡県福祉のまちづくり条例」の適合証の交付を受けるよう努めます。
放課後児童クラブの整備にあたっては、児童福祉法施行令第1条の2の規定に基づき、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、児童の適切な遊び及び生活の場を与えて実施されるよう、次の整備の実施に努めます。

○施設整備

- ア 児童のための専用スペースを設けること。
- イ 畳、カーペット、カーテン等の設置により、児童が家庭的な雰囲気の中で、休息や活動ができるように配慮すること。
- ウ 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。
- エ 安全管理のため、施錠装置を取り付けること。
- オ 児童数に応じたトイレ、手洗いができる設備を設けること。
- カ 活動に必要な十分な明るさを確保すること。
- キ 活動に必要な十分な電気設備の容量及びコンセント数を確保すること。
- ク 靴や靴をおく場所を確保すること。
- ケ 専用の出入口を確保すること。
- コ コップ等の食器類や汚れ着の洗い場、足洗い場を設けること。
ただし、ウ、オ及びコについては、他の施設に整備されているもので、対象児童の利用について十分な便宜が図られている場合はこの限りではありません。

○備品等の設備整備

- ア 学習活動や生活のための座机等を整備すること。
- イ 食品の保存に注意をするため、冷蔵庫や食器ケースを整備すること。
- ウ 活動用の遊具、図書、テレビ等を整備すること。
- エ 靴や靴をおくロッカーや棚を整備すること。
- オ 活動材料などを整理するロッカーや棚を整備すること。
- カ 冷暖房器具、洗濯機を整備すること。
- キ 火災報知器や消火器を整備すること。
- ク 放課後児童指導員の事務机、保護者等と連絡を取るための電話等を整備すること。

(3) 生活スペースの確保

市町等は、放課後児童クラブの室内における児童が生活するスペースについて、靴を置くロッカー等の設備部分を除いて、1人あたり1.65㎡(畳1畳分)以上の床面積を確保するよう努めます。

また、今後新たに放課後児童クラブの整備を行う際には、児童の生活の場としてケガや事故を未然に防ぐことができるよう、生活スペースにおける1人あたりの床面積は、より拡大を図っていくよう努めます。

(「生活スペース」とは、子どもが遊び、活動し、静養したりするスペースのことで、廊下や台所・便所などの共用部分は除いています。)

3. 運営に関すること

(1) 対象児童

対象児童は、児童福祉法第6条の2第2項の規定(1頁参照)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができます。

市町等又は放課後児童クラブの運営主体（運営主体の長）（以下「放課後児童クラブの運営主体等」という）は、放課後児童クラブへの受入について、1～3年生の児童を優先しますが、高学年児童の受入れにも可能な限り努めます。

また、対象児童については、保護者の労働だけでなく保護者の疾病など、児童のおかれた生活環境にも配慮するよう努めます。

新一年生については、学校教育法施行規則第59条により、「小学校の学年は、4月1日～翌年3月31日」となっているため、新1年生が入学式を迎える前であっても小学校就学児童と解されることから、利用ニーズがある場合は、保育所を卒園した後から入学式までの間に空白が生じることのないよう4月1日から受け入れるよう努めます。

新一年生の受け入れにあたっては、入学式前であり気持ちが不安定なことも考えられるため十分配慮して行います。

（２） 児童数の規模

放課後児童クラブの運営主体等は、放課後児童クラブを実施するための児童数の適正な規模として、子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブあたり40人程度とし最大でも70人とします。なお、40人を超えた場合は、2つの放課後児童クラブに分割するよう努めます。

（３） 開設日

放課後児童クラブの運営主体等は、開設日を放課後、夏休み・冬休み等の学校休業日及び放課後児童クラブの運営上必要な日とし、可能な限り地域の実情に合わせて開設します。

（４） 開設時間

放課後児童クラブの運営主体等は、平日の開設時間を放課後から概ね18時までとするよう努め、土曜日及び学校休業日等においては、概ね8時から18時までとするよう努めます。

また、地域の実情や保護者の就労状況、指導員の体制等を考慮して、平日における終了時間の延長や、土曜日及び学校休業日等における開始時間の繰上げ等の対応に可能な限り努めます。

4. 放課後児童指導員に関すること

（１） 放課後児童指導員の配置

放課後児童クラブの運営主体等は、放課後児童指導員について、放課後児童クラブにおける児童数の規模に応じて、複数配置するよう努めます。

- ・児童数が19人までの放課後児童クラブは、放課後児童指導員2人以上
- ・児童数20人から35人の放課後児童クラブは、放課後児童指導員3人以上
- ・児童数36人から70人の放課後児童クラブは、放課後児童指導員4人以上

特に、障害児を受け入れる場合は、障害児の人数や障害の程度等により、必要に応じて放課後児童指導員（障害に関する専門的知識を有する者が望ましい）の増員を行うよう努めます。

(2) 放課後児童指導員の資格

放課後児童クラブの運営主体等は、「放課後児童指導員」について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者に該当する者等を配置するよう努めます。

(3) 放課後児童指導員の職務

放課後児童指導員は、国の「放課後児童クラブガイドライン」に記載された、「放課後児童指導員の役割」及び「活動」をよく理解し、児童に対し適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図るものとします。

(4) 研修

放課後児童クラブにおいて、児童の健全育成を図る放課後児童指導員の果たす役割は大変重要です。児童の心と体の健康、そして安全の管理等に十分配慮し、児童の年齢や成長過程に見合った適切な声掛けと働きかけを行うためにも放課後児童指導員の資質の向上は必要不可欠なものです。

そのため、市町等は、放課後児童指導員から研修内容についての要望を取り入れ、放課後児童指導員の経験年数等に応じた研修内容を検討するなどして、放課後児童指導員の専門性の向上を目的とした研修を実施します。研修内容については、放課後児童健全育成に関する専門的なことや日常業務の課題、問題点等を取り入れ、障害児受入のための研修など実践的な内容とするよう努めます。

放課後児童指導員は、県や市町等が主催する研修に積極的に参加することにより、児童に対する指導方法や、発達障害児等への対応に係る基礎的知識を習得するなどの自己研鑽に努めることが望まれます。

(5) 処遇等

放課後児童クラブの運営主体等は、放課後児童指導員の労働実態や意向を把握し、意欲を持って就業できるように配慮するとともに、放課後児童指導員の健康管理のために年1回定期健康診断を受けさせるように努めます。また、放課後児童クラブにおける安全面及び衛生面については、常に配慮するとともに必要な改善を図り、放課後児童指導員の職場環境の整備に努めます。

5. 入所手続き等に関すること

(1) 募集案内

市町は、放課後児童クラブに関する情報提供について、市町の広報紙やホームページ、その他小学校の入学説明会等において行うこととし住民に広く周知するよう努めます。

放課後児童クラブに関する説明書・申込書等を保護者等に配付する際には、放課後児童クラブの運営基準、申込手続きの方法、保護者等の利用料を分かりやすく記載するよう努めます。

(2) 入所の手続き

放課後児童クラブの運営主体等は、保護者等を対象に、事前に入所にあたっての説明会を行い、放課後児童クラブの運営基準、通い方や帰り方、持ち物、非常時の際の対応、利用料やその納め方等が記載された説明書等を配布して、説明します。入所予定の児童についても事前に放課後児童指導員と顔を合わせ、コミュニケーションを図った後に利用開始

となるよう努めます。

また、児童の健康状態や食物アレルギー等の有無、家庭の状況や緊急時の場合に備えた連絡先などの情報を放課後児童指導員が把握するために、これらの情報提供を保護者等へ依頼します。

なお、個人情報の取り扱いには十分注意し、放課後児童指導員に対しても個人情報の取り扱いには十分注意するよう指導します。

(3) 入所の条件

放課後児童クラブの運営主体等は、クラブへの入所の条件を運営基準に明示するとともに、入所できない児童がいた場合には、文書によりその理由を保護者等に説明します。

なお、一人親家庭（母子家庭及び父子家庭）の児童については、放課後児童クラブの利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱う等の配慮が必要です。

6. 事業の管理・運営に関すること

(1) 運営基準

放課後児童クラブの運営主体等は、各クラブの「放課後児童クラブ運営基準」を定め、これを保護者等に十分説明するように努め、放課後や長期休業期間において児童が家庭の代わりに過ごす生活の場となる放課後児童クラブを、保護者及び児童がよく理解し安心して利用できるよう努めます。

(2) 保護者の事業参画

放課後児童クラブの運営主体等は、放課後児童クラブの運営を行うにあたり、保護者や保護者会（父母会や育成会）と協力・連携を図るよう努めます。保護者の側においても、放課後児童クラブは放課後児童指導員と一緒に子育てを行う場ととらえ、ともに協力し合う関係を構築するよう努めます。

(3) 関係機関との連携

放課後児童クラブの運営主体等は、放課後児童クラブの円滑な運営と児童の安全確保を目指し、地域の様々な機関（保育所、幼稚園、学校、警察、住民等）とのネットワークを積極的に構築するよう努めます。また、相互に情報交換を行うとともに、地域住民との交流を推進し、児童の健全育成のために協力し合う関係を構築できるよう努めます。

(4) 学校との連携

放課後児童クラブの運営主体等及び小学校等は、放課後児童クラブに通う児童が、その児童が通う学校の児童でもあるという認識のもと、学校と放課後児童クラブの連携や協力が欠けることで児童に不利益や不都合が生じることの無いよう十分配慮するよう努めます。

また、責任の所在を明確にした上で、放課後児童クラブに通う児童のために学校施設の利用についても十分配慮するよう学校側との連携に努めます。

(5) 予算の適正執行等

放課後児童クラブの運営主体等は、年間の放課後児童クラブの運営に必要な予算の計上を行い、金銭等の管理及び執行は適正な管理者のもと最善の注意を払って行います。

また、会計処理に対しては定期的な監査を受け、適正な執行管理を行うのはもちろんの

こと、会計処理に対する指摘を受けた場合には速やかに改善を図り、決算報告等は保護者等に対しても行うことで放課後児童クラブの運営状況の理解に努めます。

保護者等に対する利用料額の決定又は改定の際には、その積算根拠を保護者等に十分説明し理解を得た上で実施します。

(6) 事故やけがへの対応と傷害保険等への加入

放課後児童指導員は、事故やけがが起きた場合には応急処置等の対応を速やかに行い、その対応と合わせて保護者等に連絡を取り、状況を伝え保護者の判断又は同意を得るとともに、学校や関係機関等への連絡又は報告を併せて行います。万一、保護者との連絡が取れない場合に備え、放課後児童クラブ側での対応も予め想定しておきます。

市町は、放課後児童クラブからの事故等の報告を義務づけ、連携した対応を行い、必要に応じて県健康福祉センターに対して所定の様式により報告を行います。

放課後児童クラブの運営主体等は、事故を未然に防ぐために、放課後児童クラブ施設内外の危険箇所の把握と、それを把握した場合にはできる限り改善措置を取ります。さらには、放課後児童クラブにおける万一のけがや事故に備え、児童は全員傷害保険に加入し、クラブにおいては、賠償責任保険に加入します。

けがや事故が発生した場合には、その情報の収集と分析、再発予防策を検討し、他の放課後児童クラブとも情報の共有を行い、一層の安全対策を講ずることが必要です。

(7) 衛生管理

放課後児童クラブの運営主体等は、インフルエンザなどの感染症が発生した場合の対策を予め検討しておき、マニュアルを整備します。

マニュアルの整備にあたっては、学校側の対応と連携をとった内容とするよう努めます。

放課後児童指導員は、日頃から衛生管理に努め、児童に対して手洗い、うがい等を励行するよう促し、感染の拡大など児童の健康が守られないと見込まれる場合は、その都度学校と連携を取り対応します。

(8) 防災・防犯対策

放課後児童クラブの運営主体等は、防災・防犯に対するマニュアルを予め策定し、地域の消防署にも協力を求めるなどして、定期的に避難訓練や消防訓練を実施します。また、火災が発生した場合に備え、消火器等の消防設備はいつでも使用できる状態に整えるとともに、放課後児童指導員の誰もが、取り扱いができるよう訓練しておきます。

(9) 来所・帰宅時の安全確保

放課後児童クラブの運営主体等は、来所する児童の安全確保に努め、帰宅時に保護者等が迎えに来ない場合は、保護者等と事前に連絡を取り合うなどして児童が安全に帰宅できるよう配慮します。

(10) 実地調査

市町は、放課後児童健全育成事業の実施状況を把握するため、年1回以上各放課後児童クラブの実地調査を実施するよう努めます。現地に出向くことができない場合には、実施状況の報告を求めます。そして、その調査結果や報告結果を放課後児童クラブの運営主体（運営主体の長）、放課後児童指導員及び保護者等に対して報告するよう努めます。

なお、実施状況の調査や報告を受けた結果、放課後児童クラブの内外に改善を必要と認められるものが有った場合には、速やかに改善するための措置を講じます。

(11) 苦情等への対応

放課後児童クラブの運営主体等は、地域住民や保護者等から意見、要望や苦情が寄せられた場合には、放課後児童指導員及び市町と情報を共有して、適切な応対や苦情対応に努めます。

苦情解決にあたっては、苦情解決の責任者、受付担当者、第三者委員等により構成される体制を構築することが望ましく、これらの苦情対応の体制があることや連絡先を「放課後児童クラブ運営基準」の中に記載するなどした上で、保護者等に対して入所説明会等を利用して周知するよう努めます。

○策定経過

- | | |
|----------|---|
| 21.4.21 | 国の放課後児童クラブガイドラインに対する市町実施状況を調査するため、県において市町向けアンケートを実施 |
| 21.5.18 | 市町から上記アンケート提出（期限） |
| 21.6.2 | 市町担当者会議 開催（静岡市以西の市町対象） |
| 21.6.4 | 市町担当者会議 開催（静岡市より東に位置する市町対象） |
| 21.7.8 | 放課後児童クラブを設置している32市町へ放課後児童指導員、保護者向けアンケートを発送 |
| 21.9.18 | 放課後児童指導員、保護者向けアンケート回収（期限） |
| 21.12.18 | 第1回「静岡県放課後児童クラブガイドライン（仮称）」検討委員会 |
| 22.2.19 | 第2回「静岡県放課後児童クラブガイドライン（仮称）」検討委員会 |

○検討委員会委員（五十音順）※敬称略

- | | |
|--------|--------------------|
| 池谷 敦代 | （放課後児童クラブ（保護者）） |
| 上杉 えり子 | （放課後児童クラブ指導員） |
| 杉保 由紀子 | （放課後児童クラブ指導員） |
| 富田 光 | （長泉町こども育成課） |
| 望月 喜夫 | （浜松市次世代育成課） |
| 山田 美津子 | （富士常葉大学 保育学部）（委員長） |
| 横山 祐亮 | （沼津市子育て支援課） |
| 良知 伸昭 | （静岡市子育て支援課） |

○引用、参考とした資料

- ・群馬県放課後児童クラブの設置運営マニュアル 群馬県健康福祉部子育て支援課
- ・埼玉県放課後児童クラブ運営基準 埼玉県
- ・千葉県放課後児童クラブガイドライン 千葉県
- ・石川県放課後児童クラブ運営基準 石川県健康福祉部
- ・岐阜県放課後児童クラブ運営基準 岐阜県
- ・山口県放課後児童クラブ運営指針 山口県健康福祉部こども未来課
- ・長崎県放課後児童クラブ設置運営基準 長崎県
- ・沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン 沖縄県福祉保健部
- ・放課後児童クラブガイドライン 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
- ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告—次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて—平成21年2月24日資料
- ・放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究 財団法人こども未来財団

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県



〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県健康福祉部福祉こども局子育て支援課
TEL 054-221-3485
FAX 054-221-3521
E-mail :kosodate-s@pref.shizuoka.lg.jp